

密封線源の規制の内容 (現行と改正案の比較)

規制区分	法律該当条	改正案(新規導入)	現行届出	改正案届出	現行届出	改正案届出	現行許可		改正案許可	
		型式承認	表示付	設計承認	一般 (表示付以外)	新届出	施設検査、定期検査 無	施設検査、定期検査 有	施設検査、定期検査 無	施設検査、定期検査 有
対象機器、施設	法律該当条	機器1個の放射能が免除レベルを超え、1000倍以下で、国が一般消費装備機器として定めたもの	740MBq以下のNi-63線源を装備したECD	免除レベルを超え、1,000倍以下	事業所の総量が3.7 MBqを超え、3.7 GBq以下	事業所の総量が免除レベルを超え、1,000倍以下	事業所の総量が3.7GBqを超える密封、定義数量以上の非密封		事業所総量が免除レベルの1,000倍を超える密封、定義数量以上の非密封	
		国の型式承認を取った機器 (通常使用で1μSv/hを超えない等の条件を満たす)	法律上の機構確認に基づく表示付放射性同位元素装備機器	国の設計承認を取った機器 (通常使用で1mSv/年以下等の条件を満たす)	表示付以外の機器	設計承認以外の届出	施設検査:37TBq未満 定期検査:111TBq未満	左記以上の事業所	施設検査・定期検査の区分値は別途検討	
施設規制	使用等の許可	3	-	-	-	-				
	使用の届出	3の2	-				-	-	-	-
	欠格条項	5	-	×	×	×				
	許可の基準	6	-	-	-	-				
	許可証	9	-	-	-	-				
	施設検査	12の8	-	×	×	×	×		×	
	定期検査	12の9	-	×	×	×	×		×	
	施設基準適合義務	13	-		×					
基準適合命令	14	-		×						
行為規制	取扱いの基準	15-19	-							
	場の測定	20	-	×	×					
	被ばくの測定	20	-	×	×					
	予防規定届出	21	-		×					
	教育訓練	22	-	×	×				(記載簡素化)	(記載簡素化)
	健康診断	23	-	×	×				(低線量は対象外)	(低線量は対象外)
	障害を受けた者の措置	24	-							
	記帳義務	25	-		×					
	事故届	32	-							
	危険時の措置	33	-							
	主任者選任	34	-	×	×				(講習のみ)	
	報告徴収 (管理状況)	42	-		×					
	報告徴収 (事故)	42	-							
	立入検査	43の2	-							
廃止等規制	許可の取り消し等	26	-							
	廃止届	27	-							
	廃止に伴う措置	28	-		×					
	譲渡、譲受の制限	29	-							
	所持の制限	30	-							
	海洋投棄の制限	30の2	-							
取扱いの制限	31	-								

改正前後で規制が異なる項目      改正前後で規制が異なる項目      改正前後で規制が異なる項目